

健生食輸発0611第2号
令和8年6月11日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産えだまめのハロキシホップ及びほうれんそうのインドキサカルブ並びにベトナム産ツボクサのシペルメトリン及びトゲウナギのエンロフロキサシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年6月5日付け健生食輸発0605第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産えだまめ及びベトナム産ツボクサのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。また、過去1年間の検査実績を踏まえ、中国産ほうれんそう及びベトナム産トゲウナギについてのモニタリング通知を以下のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加
 - ・中国産えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のハロキシホップ
 - ・ベトナム産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシペルメトリン
2. 別表第3への追加
 - ・中国産えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のハロキシホップ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ZHEJIANG SILVER RIVER FOODS CO., LTD.」であるものに限る。)
 - ・ベトナム産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「VY ANH FOODS COMPANY LIMITED」であるものに限る。)
3. 別表第2から削除
 - ・ベトナム産トゲウナギ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエンロフロキサシン
4. 別表第3から削除
 - ・中国産ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SHANDONG TAIHUA FOOD CO., LTD.」であるものに限る。)